



発行 東京都

目次

23

規則

- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局保健政策部疾病対策課）……………一
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（保健医療局医療政策部医療政策課）……………六
- 東京都リハビリテーション病院条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則……………（保健医療局医療政策部医療人材課）……………六
- 東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部水産課）……………六
- 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………（中央卸売市場管理部財務課）……………七
- 東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則……………（同）……………七
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局用地部管理課）……………九
- 東京都河川法施行細則の一部を改正する規則……………（建設局河川部指導調整課）……………一〇
- 東京都臨海地域開発事業業財務規則の一部を改正する規則……………（港湾局総務部財務課）……………二
- 東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部公金管理課）……………二

- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）……………二
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………三

規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第二項第二号及び第三号中「第七号」を「第六号」に改める。

第十七条第二項第一号中「第七号」を「第六号」に、「第九号」を「第八号」に、「第十一号」を「第十号」に改める。

第二十條第一号及び第一号の二中「第三条第二項第六号」を「第三条第二項第五号」に改める。

別記第一号様式中

「患者と同じ医療保険に加入している者で、該当しているものを全員記載してください。  
↓ 所在地欄の都道府県名は必ず記載してください。」

受診を希望する医療機関等	医療機関名	所在地
臨床調査個人票記載の診断年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 左記の「診断年月日」欄が、申請日から1か月以上前の年月日となっている場合は空欄の場合は、申請までに時間を要した理由を「特段の理由なし」とみなします。 <input type="checkbox"/> ※いづれにも「チェックがない場合は、特段の理由なし」とみなします。 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特段の理由なし（ ）
※医療機関個人票の診断年月日を記載してください。臨床調査個人票に記載がない場合は、記載不要です。ただし、審査の結果、重症度分類を満たしていた場合は、改めて診断年月日を指定医療機関に提出する必要があります。 ※医療費助成の開始日は、臨床調査個人票に記載された内容を診断した日(診断年月日)まで遡ることができます。ただし、遡ることができる限度は、申請日から1か月前(上記でやむを得ない理由が確認できた場合は最長3か月前)の同じ日までとなります。		

「患者と同じ医療保険に加入している者で、該当しているものを全員記載してください  
↓ 所在地欄の都道府県名は必ず記載してください。」

受診を希望する医療機関等	医療機関名	所在地
臨床調査個人票記載の診断年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 左記で選択した日付が、申請日から1か月以上の年月日となっており、申請までに時間を要した「やむを得ない理由」がある場合は該当するものに「チェックを入れてください。」 <input type="checkbox"/> ※いづれにも「チェックがない場合(該当するものがない場合)」は、医療費助成開始日について遡ることとができる限度は1か月前の同じ日までとなります。 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他※2、3（ ）
※1-1 特訂医療費の支給開始日は、臨床調査個人票に記載された診断年月日又は軽症高額の基準を満たした日の翌日(ただし、遡り期間は原則申請日から1か月前(上記でやむを得ない理由が確認できた場合は最長3か月前)の同じ日)まで遡ることができます。そのため、「臨床調査個人票に記載された診断年月日」又は「軽症かつ高額の基準を満たした日の翌日」いづれかの口々に「チェックを入れてください」(いづれにも該当する場合は、より早い方の日に「チェックを入れてください」、いづれにも「チェックがない場合は、いづれかの口からの支給開始を希望しているものどみなし、申請書類に添え、どちらかに該当するか否かを決定します。 )、 ※1-2 [A]に「チェックを入れていない場合でも、重症基準」(A)認定のための基準)を満たさず、軽症かつ高額の基準を満たした場合は、[B]の日までの遡りとなります。また、[B]に「チェックを入れていない場合でも、軽症かつ高額の基準を満たさず、重症度基準を満たす場合は[A]の日までの遡りとなります。 ※1-3 「軽症かつ高額の基準を満たした日」については、本申請書に添付された医療費領収書等(備考の患者に対する医療等に關する法律施行令に規定する要件を満たしているものに限ります。)の日付を基に決定します。 ※1-4 いづれかの「チェック」があっても、審査の結果、申請が認定されなかったこともあり、再申請が可能です。ただし、「多」等は「やむを得ない理由」とは認められませんが、「診断がつくのに時間がかかった」、「小児慢性特定疾病からの移行」、「多」等は「やむを得ない理由」とは認められませんが、「(再申請の方のみ) 再申請に必要な医療費領収書がそろったが、申請認定通知が届くのを待っていて申請までに時間を要した場合は、「その他」欄にその旨を記載してください(申請認定通知が届いて必要書類がそろい、再申請が可能だったにもかかわらず申請書類の提出が遅延した場合は「やむを得ない理由」とは認められませんが。 )。		

改め、同様式備考一中「複写式とし、1部」を「3枚複写式とし、2部」に改める。

別記第一号様式の二中

臨床調査個人票記載の診断年月日	年 月 日	を削る。
-----------------	-------	------

を

別記第一号様式の三中

「患者と同じ医療保険に加入している者で、該当しているものを全員記載してください。  
↓ 所在地欄の都道府県名は必ず記載してください。」

受診を希望する医療機関等	医療機関名	所在地
臨床調査個人票記載の診断年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 左記の「診断年月日」欄が、申請日から1か月以上前の年月日となっている場合は空欄の場合は、申請までに時間を要した理由を「特段の理由なし」とみなします。 <input type="checkbox"/> ※いづれにも「チェックがない場合は、特段の理由なし」とみなします。 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特段の理由なし（ ）
※医療機関個人票の診断年月日を記載してください。臨床調査個人票に記載がない場合は、記載不要です。ただし、審査の結果、重症度分類を満たしていた場合は、改めて診断年月日を指定医療機関に提出する必要があります。 ※医療費助成の開始日は、臨床調査個人票に記載された内容を診断した日(診断年月日)まで遡ることができます。ただし、遡ることができる限度は、申請日から1か月前(上記でやむを得ない理由が確認できた場合は最長3か月前)の同じ日までとなります。		

「患者と同じ医療保険に加入している者で、該当しているものを全員記載してください  
↓ 所在地欄の都道府県名は必ず記載してください。」

受診を希望する医療機関等	医療機関名	所在地
臨床調査個人票記載の診断年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 左記で選択した日付が、申請日から1か月以上の年月日となっており、申請までに時間を要した「やむを得ない理由」がある場合は該当するものに「チェックを入れてください。」 <input type="checkbox"/> ※いづれにも「チェックがない場合(該当するものがない場合)」は、医療費助成開始日について遡ることとができる限度は1か月前の同じ日までとなります。 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を経したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他※2、3（ ）
※1-1 特訂医療費の支給開始日は、臨床調査個人票に記載された診断年月日又は軽症高額の基準を満たした日の翌日(ただし、遡り期間は原則申請日から1か月前(上記でやむを得ない理由が確認できた場合は最長3か月前)の同じ日)まで遡ることができます。そのため、「臨床調査個人票に記載された診断年月日」又は「軽症かつ高額の基準を満たした日の翌日」いづれかの口々に「チェックを入れてください」(いづれにも該当する場合は、より早い方の日に「チェックを入れてください」、いづれにも「チェックがない場合は、いづれかの口からの支給開始を希望しているものどみなし、申請書類に添え、どちらかに該当するか否かを決定します。 )、 ※1-2 [A]に「チェックを入れていない場合でも、重症基準」(A)認定のための基準)を満たさず、軽症かつ高額の基準を満たした場合は、[B]の日までの遡りとなります。また、[B]に「チェックを入れていない場合でも、軽症かつ高額の基準を満たさず、重症度基準を満たす場合は[A]の日までの遡りとなります。 ※1-3 「軽症かつ高額の基準を満たした日」については、本申請書に添付された医療費領収書等(備考の患者に対する医療等に關する法律施行令に規定する要件を満たしているものに限ります。)の日付を基に決定します。 ※1-4 いづれかの「チェック」があっても、審査の結果、申請が認定されなかったこともあり、再申請が可能です。ただし、「多」等は「やむを得ない理由」とは認められませんが、「診断がつくのに時間がかかった」、「小児慢性特定疾病からの移行」、「多」等は「やむを得ない理由」とは認められませんが、「(再申請の方のみ) 再申請に必要な医療費領収書がそろったが、申請認定通知が届くのを待っていて申請までに時間を要した場合は、「その他」欄にその旨を記載してください(申請認定通知が届いて必要書類がそろい、再申請が可能だったにもかかわらず申請書類の提出が遅延した場合は「やむを得ない理由」とは認められませんが。 )。		

改める。

別記第一号様式の四中

臨床調査個人票記載の診断年月日	年 月 日	を削る。
-----------------	-------	------

を



